平成２８年（フ）第６０４号
堺市南区竹城台１丁１番３―921号、前住所堺市西区草部1224番地55
破産者　Ｗｉｔｈこと　小河　高志
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１３号
堺市中区深井水池町3139番地　コスモ深井404号
破産者　九十九こと　前田　　定
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
堺市美原区北余部40番地10　アバンサルカーサ303号
破産者　中森　純子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
大分市大字羽屋841番地の５（加藤アパート201）
破産者　長岡　進也
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
盛岡市茶畑１丁目１番６―308号、住民票上の住所盛岡市中太田新田25番地158
破産者　児玉百合子
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５４４号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目14番４号　サンフラッツ湘南202号
破産者　鈴木　教進
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７７号
新潟市東区山木戸３丁目11番12号
破産者　松本　　仁
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６５号
新潟市中央区米山４丁目９番10号　ブランドールⅠ　２－Ｂ、前住所新潟市中央区南笹口１丁目15番13―306号
破産者　小林　裕樹
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７５号
新潟市中央区汐見台２番地22　汐見台住宅222号、前住所新潟市南区白根334番地８
破産者　菊池　忠男
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１０号
富山市山室103番地30　ベルクレール山室201号
破産者　山本　将紀
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１１号
富山県中新川郡立山町坂井沢62番地２
破産者　山本　好美
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
石川県羽咋市滝町カ162番地、更正決定前の破産手続開始申立時石川県羽咋市立開町ニ41番地３　ハイムコシノＢ棟102号
破産者　藤谷　浩二
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１７５号
福井市光陽２丁目７－５　アイ・ロイヤル大和503号室、住民票上の住所福井市二の宮４丁目46番８号　Ａ
破産者　ＯＯＳ．ｐｒｏこと　清水　寿通
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
福井県坂井市坂井町宮領第31号13番地
破産者　八木　造吉
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
福井県鯖江市柳町３丁目９番６号　鯖江駅東マンション．202
破産者　堀内　　晃
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
福井市大宮５丁目４番１号
破産者　藤井みゆき
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
福井県敦賀市平和町26番３号
破産者　平井　和徳
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第４４号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1797番地の１　サンハイツ・アキヤマ202号
破産者　齋藤　元男
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部